

福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託 企画プロポーザル審査要領

この要領は、福島県が実施する「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託」（以下、「本業務」という。）に係る契約候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

本業務に係るプロポーザルの審査は、「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託企画プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）において実施するものとする。

2 審査方法

- (1) 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書及び参加者からのヒアリングを行い、別表「プロポーザル評価基準」に定める評価基準に基づき、総合的に審査を行うものとする。
- (2) 各評価項目について、A・B・C・Dの4段階評価を行う。評価点は、A＝3点、B＝2点、C＝1点、D＝0点とし、各項目の比率に乗じた点数とする。
- (3) 審査委員の持ち点は90点満点とし、審査委員の合計点の60％に達しない場合は不適合とする。
- (4) 評価点の最も高い参加者を契約候補者とするが、評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、以下のとおり契約候補者を特定する。
 - ア 別表「プロポーザル評価基準」のうち、評価項目「5 提案内容」の合計点が最も高い者を契約候補者とする。
 - イ 上記アで契約候補者が特定できない場合は、全ての評価項目において、A評価が多い者を契約候補者とする。

別表 プロポーザル評価基準

評価項目	評価の着目点等	評価				比率	配点	
		A (3点)	B (2点)	C (1点)	D (0点)			
1	業務実績	本業務に類似する業務の実績があるか。	10件以上の実績がある。	5件以上の実績がある。	1件以上の実績がある。	-	×2 6	
2	実施体制	業務を実施する上で十分な人員の類似する業務経験を有している者が確保されているか。	十分な人員が確保されており、担当者の過半数が類似業務経験を有している。	十分な人員が確保されており、類似業務経験を有した者が複数配置されている。	人員確保が十分でない、又は類似業務経験を有した者が1名のみ配置されている。		×2 6	
3	スケジュール	業務を実施する上で具体的かつ実現性があるスケジュールとなっているか。	具体的かつ実現性があり、計画的な業務遂行が見込めている。	具体的かつ実現性がある提案となっている。	具体性、又は実現性が薄い等、計画的な業務遂行が期待できない。	スケジュールが具体的に示されていない。	×2 6	
4	調査方針 (全体像)	委託の目的に沿った提案となっているか。	目的を理解しており、独自提案を加える等、全体的に優れた提案となっている。	目的を理解しており、全体的に選定して良い水準を超えている。	目的の理解が十分ではなく、全体的に選定して良い水準に達していない。	目的に沿った提案となっていない。	×2 6	
5	提案内容	本県沖全域を対象とした自然条件に関する文献等調査	手法や手順が具体的かつ実現性があり、独自提案を加える等、全体的に優れた提案となっている。	手法や手順が具体的かつ実現性があり、仕様を満たす水準に達している。	手法や手順が示されているものの、具体的でない、又は実現性が薄い等、選定して良い水準に達していない。	手法や手順が示されていない。	×2	6
		利害関係者の特定、海域利用状況等に係る文献・ヒアリング等調査					×4	12
		電力系統の確保に関する検討					×1	3
		地域貢献、発電した電気の地産地消等に関する検討					×2	6
		洋上風力関連産業集積に向けた検討					×2	6
		発電事業者に対するヒアリング等調査					×2	6
		洋上風力発電事業に係る法整備状況に関する調査					×2	6
		事業実施の可能性を有する地点の特定					×2	6
		県内港湾の拠点港としての利用可能性に関する調査					×1	3
		経済波及効果の分析					×2	6
洋上風力に関する検討会の実施	×1	3						
業務報告書の作成	×1	3						

※評価点の合計 (審査委員 1 名あたり) 90 点

※審査委員 4 名が審査会に出席した場合の満点は 360 点 (基準点は 216 点)